

# だい しょう じゅうとうほうい はん 第 10章 銃 刀法 違反

1. 銃 刀法 違反  
じゅうとうほういはん
2. 銃 刀法 の目的 と内容  
じゅうとうほう もくてき ないよう
3. 禁止事例  
きんし じれい
4. 銃 ・ 刀剣類の保管方法  
じゅう とうけんるい ほかん ほうほう
5. 銃 刀法 違反の罰則  
じゅうとうほういはん ばっそく
6. 銃 刀法 違反の逮捕例  
じゅうとうほういはん たいほれい
7. 犯罪法違反  
はんざいほういはん
8. 自首減免規定と拳銃110番奨励制度  
じしゅげんめんきてい けんじゅう ばんしょうれいせいど

1. 銃 刀法は、銃 砲刀剣類所持等取締法の略です。

銃 刀法違反は、銃 砲や刀剣類を権限なく違法に所持することです。銃 砲や刀剣類に該当するものは以下です。

銃 砲：拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃、その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃 砲及び空気銃。

刀剣類：刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち並びに45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ。

その他・刀剣類以外の刃物：刃渡り6cmを超える刃物（ナイフ、包丁、カッターなど）。

仕事で必要な場合、あるいは正当な理由がある場合以外は携帯禁止です。ハサミも刃渡りが8cm以上あるものは銃 刀法の規制を受けます。本物の拳銃 や猟銃 は勿論、模造銃やエアガンも規制対象 です。

## 2. 銃 刀法 の目的 と内容

銃 刀法の目的は治安維持です。一般市民が殺傷 能力 のある銃 や刃物を自由に持ち歩けば、社会全体が大きな危険に晒されます。銃 や刃物が犯罪行為やケンカで使う機会が増えれば、命 を落す人も増えます。銃 刀法では、資格や正当な理由のない人が銃 や刀剣類を所持するのを規制し、社会の治安維持を図っています。銃 刀法では、武器となる鉄砲や刀剣類、その他の刃物の所持や譲 渡・譲り受けに関し、様々な規制を設けています。

## 3. 禁止事例

①許可のない者が鉄砲や刀剣類の所持することを禁止する

銃 刀法では、一定許可を得た人（猟 銃 所持許可を得た人、許可を得たクレー射撃の選手など）および法令に基づき職務上 必要とされる人（警官、自衛官など）を除き、一般市民が鉄砲や刀剣類を所持するのを禁じています。

②刃物を正当な理由なく携帯するのを禁止する

銃刀法では、刀剣類以外の刃物（包丁やナイフなど）に関し、正当な理由なく携帯するのを禁止しています。外出時に持参したり、車に載せたままにするのもダメです。

### ③銃・刀剣類の輸入・譲渡の禁止

拳銃、鉄砲類の輸入や譲渡・譲り受け、刀剣類の譲渡・譲り受けは、許可のない者が行うことを禁止しています。貸し出し・借り受けも同様に扱われます。

## 4. 銃、刀剣類の保管方法

許可を得て銃・刀剣類を所持する場合の保管に以下の規定があります。

### ①刀法違反にならない場合

銃や刀剣類の所持をすべて禁止すると、市民生活に支障が生じる可能性があります。警察官や猟師のように仕事で銃を使う場合や神事で刀剣を使う場合など、正当な目的で銃や刀剣類を所持することがあります。銃刀法では、仕事や業務で必要な人は銃や刀剣類の所持あるいは刃物の携帯を認めています。

②銃・刀剣類の場合：法令に基づき、職務上認められた人や許可を得た人は、例外に銃や刀剣類の所持が認められています。

③その他の刃物・ハサミの場合：刀剣類以外の刃物やハサミは、業務にあたる場合や正当な理由がある場合は携帯することができます。

④業務にあたる場合：業務とは、「社会生活上の地位に基づき、反復・継続して行う行為」を指します。仕事で必要な場合が該当します。例えば、調理師が包丁を使うのは業務に当たります。

⑤正当な理由がある場合：包丁、ナイフなどの銃剣類以外の刃物は日用品でもあるので、携帯を禁止すれば、日常生活に支障が出ます。正当な理由があれば、刃渡り6cm以上ある刃物の携帯は認められます。例えば、キャンプ用や買って帰るのは「可」で、護身用は「不可」です。

## 5. 銃 刀法 違反の罰則

①拳銃 を所持していた場合の罰則は、1年以上10年以下の懲 役です。2丁 以上所持していた場合は、1年以上15年以下の懲 役になります。(31条 の2)

②無許可で猟 銃 を所持していた場合、5年以下の懲 役または100万円以下の罰金が科せられます。(31条 の11)

③業務上の必要や正当な理由がないにも関わらず、刃物を携帯していた場合、2年以下の懲 役、または30万円以下の罰金が科せられます。(31条 の6)

④拳銃 ・猟銃以外の鉄砲 (違法改造されたエアガンなど) や刀剣類を所持していた場合は、3年以下の懲 役または50万円以下の罰金となります。(31条 の16)

## 6. 銃 刀法 違反の逮捕例

銃 刀法違反は身近な犯罪です。普段の行動が原因で逮捕される恐れがあるため、以下の注意が必要です。

①コスプレ目的で金属製の模造刀を所持した場合：金属製の模造刀も銃 刀法規制を受けます。コスプレの際、金属製の模造刀を使うと逮捕される可能性があります。

②エアガンを改造した場合：エアガンは性能やパーツの材質によって、銃 刀法の規制対象になります。サバイバルゲームで使われるエアガンは日本製なら合法ですが、改造すれば銃 刀法規制に違反します。日本の銃 刀法では、海外製品を個人で輸入するのは違法です。

③護身目的でナイフを持ち歩く行為は、法的に認められません。

④アウトドア用のナイフを車 に載せたままの場合：キャンプ用のナイフを目的地まで持参するのは正当な理由ですが、ナイフを車 に載せたまま忘れると、「正当な理由なく刃物を持ち歩いている」とみなされる可能性があります。

## 7. 犯罪法違反

銃 刀法の規制対象 以外の刃物やハサミも犯罪になってしまう例があります。凶器を正当な理由なく隠し持つ行為は軽犯罪法違反です(軽犯罪法1条)。果物ナイフなどは刃渡り6cm未満でも、持ち歩くと軽犯罪法違反に問われる可能性があります。

## 8. 自首減免規定と拳銃110番奨励制度

銃砲刀剣類所持等取締法に定める自首減免規定は、自首と同時に拳銃等を提出した者については必ずその刑が免除又は軽減するというものです。拳銃等を自ら提出する行為は、不法所持という罪が既に成立しているものの、殺人や発射罪といったより悪い罪を防ぐという意味があることから、必ずその刑を免除又は軽減することとしたものです。

# 拳銃110番報奨制度

フリーダイヤル

0120-10-3774

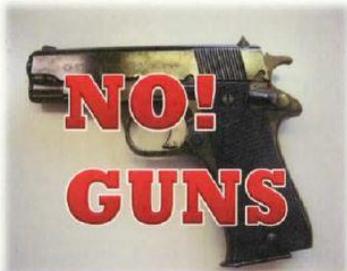
情報提供にご協力ください。



「拳銃を見た!」

「ネット上で拳銃が売られている!」

「暴力団員風の者が空き家・空き地に入出入りして、何かを隠していた!」



報奨金の支払い

- 報奨金は、通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事実を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃等が1丁押収された場合に10万円が目安です。

※ 一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。 ※ 報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

### 匿名通報の取扱い

■ 通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の識別番号と暗証番号を告げ、警察に対する連絡を行うこととなります。なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることとなります。

次のような場合には、報奨金は支払われません。

- 拳銃その他の銃器等が押収されない場合
- 被疑者が検挙されない場合
- 提供された情報を既に警察が把握している場合  
(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合
- その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- 匿名とすることを希望した通報者から、一定期間内に警察に対して連絡がない場合

しずおかけんけいさつ  
静岡県警察

(pref. shizuoka. jp)



さず  
(左図)  
けいしちょう  
警視庁 (metro. tokyo. jp)